令和６年９月橋本市議会定例会会議録（第４号）

令和６年９月11日（水）

議事日程第４号

令和６年９月11日（水）　　午前９時30分　開議

日程第１　会議録署名議員の指名

日程第２　一　般　質　問

会議に付した事件

日程第１　会議録署名議員の指名

日程第２　一　般　質　問

順番13　13番　田 中 和 仁 君 …… 138

順番14　14番　南 出 昌 彦 君 …… 149

議員定数１８名

出席議員１８名

１番	**森 下 伸 吾 君**	２番	**板 橋 真 弓 君**
３番	**岡 本 喜 好 君**	４番	**梅 本 知 江 君**
５番	**阪 本 久 代 君**	６番	**髙 本 勝 次 君**
７番	**岡　　弘 悟 君**	８番	**田 中 博 晃 君**
９番	**堀 内 和 久 君**	10番	**垣 内 憲 一 君**
11番	**岡 本 安 弘 君**	12番	**小 林　　弘 君**
13番	**田 中 和 仁 君**	14番	**南 出 昌 彦 君**
15番	**辻 本　　勉 君**	16番	**土 井 裕美子 君**
17番	**石 橋 英 和 君**	18番	**中 本 正 人 君**

説明員職氏名

市長	**平 木 哲 朗 君**	副市長	**小 原 秀 紀 君**
教育長	**今 田　　実 君**	総合政策部長	**井 上 稔 章 君**
総務部長	**中 岡 勝 則 君**	経済推進部長 農業委員会事務局長	**三 浦 康 広 君**
健康福祉部長	**久 保 雅 裕 君**	危機管理監	**大 岡 久 子 君**
建設部長	**西 前 克 彦 君**	会計管理者	**兼 井 和 彦 君**
上下水道部長	**堤　　健 君**	教育部長	**岡　　一 行 君**
消防長	**永 井 智 之 君**	病院事務局長	**池之内 正 行 君**
選挙管理委員会事務局長	**辻 本 昌 亮 君**	監査委員事務局長	**岩 坪 恭 子 君**
財政課長	**三 嶋 信 史 君**	政策企画課長	**辻 本 真 吾 君**

職務のために出席した者の職氏名

議会事務局長　福　井　直　記　　議会事務局次長　笹　山　　奨

書　　記　中　井　ユ　リ

（午前９時30分　開議）

○議長（森下伸吾君）おはようございます。

ただ今の出席議員は18人で全員であります。

○議長（森下伸吾君）これより本日の会議を開きます。

日程第１　会議録署名議員の指名

○議長（森下伸吾君）これより日程に入り、日程第１　会議録署名議員の指名　を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、５番　阪本君、13番　田中君の２人を指名いたします。

日程第２　一般質問

○議長（森下伸吾君）日程第２　一般質問を行います。

順番13、13番　田中君。

〔13番（田中和仁君）登壇〕

○13番（田中和仁君）皆さん、おはようございます。３日目のトップバッターです。

早速、一般質問をさせていただきたいと思います。３項目ありまして、一つ目は橋本市民病院です。皆さんが大きな赤字で心配しているところだと思いますけども、その状況について伺いたいと思います。

地域医療を支える橋本市民病院の重要性は言うまでもありません。この一般質問を通して執行部や市民、地域の病院、議員、和歌山県、みんなが協力し、知恵を出し、この難局を乗り切る。そこにこの質問の意図があります。

それでは、通告に従い質問させていただきます。

１、橋本市民病院の経営状況について。

橋本市民病院は、急性期病院として、質の高い医療サービスを提供してくれています。病院には、急性期、回復期、慢性期など様々な形態があり、橋本市民病院は急性期病院、一部、高度急性期病院と認識しています。

急性期病院とは、急性の病気やけがに対する緊急医療を提供する病院であり、地域にとって非常に重要な役割を果たしています。しかし、一般に急性期病院は経営が安定しづらいと言われています。橋本市民病院のような急性期病院が赤字になりやすい理由は以下のとおりです。

急な病状やけがに対応するために、専門的な医療機器や医師、技師など人材が必要で、その維持管理には高いコストがかかります。医療報酬の制約があり、実際のコストをカバーできないことがあります。地域や季節によって患者数が変動し、収入が不安定になります。急性期病院の患者は入院期間が短く、収益が限られます。これらは急性期病院が共通して持つ特徴であると考えられます。

橋本市民病院は、令和５年から令和９年の経営強化プランに基づき、地域の特性に合った取組みや、収支の予測を丁寧に分析し実施しています。しかし、不本意ながら、その収支目標を下回る状況にあります。この状況についてどのように分析されているのか、お聞かせいただけますでしょうか。

２、防災力を高める戸別受信機の普及について。

防災放送スピーカーに代わるものとして、現在、戸別受信機の無償貸与が行われていま

す。警報や気象情報などの災害情報はテレビやスマートフォンでも入手可能ですが、防災用に設計された戸別受信機は、例えば停電などのエラーに対して強く、市民の安心と安全にとっては非常に重要であると考えます。

そこで、お尋ねします。

１、現時点での戸別受信機申込みの返信率及び現在の貸出件数を教えてください。

２、戸別受信機はインフラの被災に対して比較的強いと考えます。テレビやスマートフォンとの仕組みの違いや戸別受信機の利点について教えてください。

３、今後、どのように戸別受信機の普及を高めると考えますか。

三つ目の質問です。

終活にさらなるサポートを求めます。

終活は人生の終末期の準備をすることですが、特に身寄りのない高齢者の場合、終活への不安や１人で終活を進めることへの不安、誰かに見届けてほしいという気持ちがあります。家や畑の譲渡や相続など法律が関わる事項や、終末期の医療の選択肢、もしも亡くなった際の火葬や埋葬を誰に頼めばいいのか、悩みは尽きることがなく非常に心配です。

民間の葬儀会社でも生前予約は可能ですが、生前予約をしていることをいち早くその葬儀会社に連絡してくれるのは一体誰なのか。契約どおりに履行されたかを誰が確認してくれるのかなど、具体的なイメージが湧きにくいのが現状です。

亡くなったことを把握している行政に、あらかじめ終活の登録をしておけば解決できることもあるのではないかと考えます。

そして、国立社会保障・人口問題研究所の推計によれば、少子高齢化の影響で2050年には全体の約２割が身寄りのない高齢者になると予測されています。今後、この終活が大きな社会問題になることは既に予想されます。

このような状況を受けて、日本各地で行政による終活のサポートが始まろうとしています。

橋本市においても、何をどこまでできるかを直ちに検討し、施策として始める必要があると感じます。

そこで、以下の内容について市のお考えをお示しください。

１、終末期に直面する不安や悩みの相談。

２、エンディングノートの作成支援。

３、遺言や相続に関するアドバイス。

４、葬儀社の案内や円滑な手配支援。

５、終活セミナーの開催。

以上、３項目です。ご答弁をよろしくお願いいたします。

○議長（森下伸吾君）13番　田中君の質問項目１、橋本市民病院の経営状況に対する答弁を求めます。

病院事務局長。

〔病院事務局長（池之内正行君）登壇〕

○病院事務局長（池之内正行君）橋本市民病院の経営状況についてお答えいたします。

経営状況については、16番議員にもお答えしましたが、令和５年度は約９億円の赤字決算となっています。

主な要因としては、地域格差はあるものの全国的に新型コロナウイルス感染症５類引下げ後の来院患者数の回復が進んでいないことが挙げられます。また、令和５年度人事院勧告での大幅なベースアップにより、人件費が約5,500万円、看護師等医療従事者の処遇改善で約4,000万円増加したことも大きな要因です。

また、令和６年度では、会計年度任用職員への勤勉手当の支給も始まり、令和６年度人事院勧告においては令和５年度以上のベースアップが発表され、診療報酬で一部補填はあるものの、厳しさは増すばかりと言わざるを得ません。

加えて、物価高騰についても、病院の診療収入の大部分は診療報酬により公定価格として定められ、一般企業のように、病院が独自にこれらのコストを診療価格に転嫁し上乗せすることができない仕組みとなっています。令和６年度診療報酬改定において物価高騰に対し明確に見直されたものは、入院時食事療養費において自己負担１食当たり30円引き上げられたのみです。

また、来院患者数の回復が進んでいない要因についても、物価高騰の影響があると考えています。特に低所得者への影響は大きいものと考え、それらが全ての原因とは言えませんが、診療控えにもつながっているものと考えています。診療控えが本当に発生しているかどうかについては、経営強化プランにも示しているとおり、生産労働人口は減少するものの75歳以上の人口は令和12年までは大きな減少はないことから、橋本利用圏における医療需要は新型コロナウイルス感染症が発生する前と比較しても大きな変化はないと考えています。

このことは救急搬送件数の推移からも推察され、救急搬送件数自体は、新型コロナウイルス感染症の発生前と比較しても、令和５年度は逆に増加傾向にありました。また、令和４年10月１日からの後期高齢者（75歳以上）の窓口負担割合の変更（１割から２割）による影響についても調査した結果、大きな変化は見られませんでした。

その他、令和元年の送迎バス廃止の影響についても調査しましたが、全体的な患者減少はあるものの、高野口地区からの患者割合としては約10％と大きな変化は見られませんでした。

その他にも、平均在院日数の短縮が要因の一つと挙げられます。新型コロナウイルス感染症が発生する前は14日台だった平均在院日数が、令和５年度では13日台となっています。患者減少を考慮せず、単純に平均在院日数が１日短くなることによる収益減は約２億円となります。国の政策として入院期間を短くし、在宅へという流れが診療報酬上に盛り込まれているためです。

以上、全てではありませんが、令和５年度の決算分析の概要となります。橋本市民病院は地域の中核病院として、救急、小児、周産期の不採算医療も含め、急性期病院として地域の二次救急を支え、また、地域災害拠点病院として今後発生する可能性が高いと言われる南海トラフ大地震においても重要な役割を担い、また、さきの新型コロナウイルス感染症のような新興感染症の発生時においても重点医療機関としての役割を担うなど、地域になくてはならない最後のとりでとしての医療機関であると考えています。今後も橋本市民病院としての使命を果たすためにも、経営再建を図らなければならないと考えています。収益確保に向け、引き続き職員一同、鋭意努力してまいります。

○議長（森下伸吾君）13番　田中君、再質問ありますか。

13番　田中君。

○13番（田中和仁君）答弁を頂戴しまして、ありがとうございます。

公営病院の取り巻く環境が非常に厳しくなっている。その中を奮闘してくれていることがよく分かり、敬意を表します。

2025年、団塊の世代が75歳になる。令和12年までは大きな医療需要というのは減少しないだろうという予測だったわけです。そして、公営病院の診療報酬というのが、民間病院の設定と違って非常に厳しい。そこへ来て国が入院の期間を短縮する方向で来ている。１日の入院が短縮すると２億円もの減収になるということですね。具体的な分析を知ることが

できました。

調べる中で、同じ県内の有田市立病院とか県立和医大附属病院を見ますと、同じように大きな赤字が出ている。橋本市民病院は今年からというか、もっと小さいものですけども、あっちのほうが大きかったのでびっくりしました。経営強化プランを見ましたら、対策は医師、看護師の確保、それから地域との連携強化。これを見ますと、どこもほとんど内容が変わらない。公営病院の厳しさを表しているんかなというふうに思いました。

別段、今回の大きな赤字に橋本市民病院のどこが具合が悪かったということは認められないと私は思いました。かといって、急な対策が必要なので、もう少し状況を把握するために再質問をさせてください。

救急の受入率はいかがでしょうか。

○議長（森下伸吾君） 病院事務局長。

○病院事務局長（池之内正行君） 救急の受入率についてのおただしについてお答えさせていただきます。

いわゆる応需率については、救急の受入件数を救急搬送依頼件数で割ったものになりますが、約90％となっております。件数にいたしますと、令和５年度の年間の救急の受入件数は2,630件となっております。

参考までになんですけども、橋本消防、伊都消防からの搬送状況についてですが、橋本消防からについては、令和５年度が橋本消防の搬送の全体の57.3％、伊都消防については令和５年度が33.9％というふうになっております。

○議長（森下伸吾君） 13番　田中君。

○13番（田中和仁君） ありがとうございます。

急性期病院が橋本圏内に四つあって、橋本市民病院と県立の紀北分院、それから紀和病院、山本病院と四つあるんだけども、大きなウエートを占めているということが分かりました。

橋本消防本部にお伺いします。

橋本消防本部の救急搬送先の困難事例ですとか件数をお伺いします。

○議長（森下伸吾君） 消防長。

○消防長（永井智之君） 議員のご質問にお答えいたします。

救急搬送におけます搬送先の選定につきましては、発生状況や傷病者の緊急度、重症度、かかりつけ、要望などを考慮し、傷病者の方にとって最善なより近くの病院にいち早く搬送できるよう努めているところです。

令和５年中の消防本部における救急搬送人員は、2,806人と過去最多を記録しております。そのうち2,269人、81％の傷病者の方を市内の病院に搬送しており、また、そのうちの1,598人、約70％の方は橋本市民病院に受け入れていただいています。このことから、専門的な診療科目や時間帯によっては搬送先の決定に時間を要することもございましたが、現場の滞在時間が何時間にも及ぶ搬送先の選定に苦慮するような事案はありませんでした。

以上です。

○議長（森下伸吾君） 13番　田中君。

○13番（田中和仁君） ありがとうございます。

救急件数も増えているし受入れも上がっているということで、橋本市民病院が救急に対してどんどんと対応を増やしていってくれているということが数字でも分かると思います。

次の質問ですけども、５階西病棟、今は閉めているんですけども、今後の活用とか再開方法は。例えば、貸し出すということはできないんでしょうか。

○議長（森下伸吾君） 病院事務局長。

○病院事務局長（池之内正行君） ただ今のおただし、５階西病棟の再開と病床の貸出しということのおただしでございますが、まず再開については、看護師の確保と患者の動向に

よると思います。患者の動向については、コロナ後、患者の動向が読めないところはございますが、少しずつ患者が増加傾向に今現在あるというふうな状況でございますので、それに合わせてしっかりと看護師確保のほうに努めてまいりたいというふうに考えております。

あとそれと、貸出しについてのおただしですが、まず本院は公立病院であるため、地方公営企業法に基づきまして病院運営を行っているため、今回ご提案いただいておりますような病室、病床の賃貸による収益事業は認められていません。医療法上におきましても、医療法人における附帯業務には不動産の賃貸は含まれていないため、病室、病床の貸出しはできません。

社会医療法人においては、業務に支障がない限り、定款または寄附行為の定めるところによりまして、その収益を経営に充てるということを目的にし、不動産の賃貸はできるんですが、収益事業としてできるんですが、ただ、そういった病床の貸出し、賃貸というのはできないというふうに考えております。

○議長（森下伸吾君）13番　田中君。

○13番（田中和仁君）そういったことは駄目よということですね。本業だけで頑張れというのが公営病院に与えられた使命だと。分かりました。

シンプルな質問でちょっとぶしつけになるんですけども、あえてお伺いします。

赤字解消のために不採算部門を手放すことはできないのでしょうか。

○議長（森下伸吾君）病院事務局長。

○病院事務局長（池之内正行君）不採算部門についてのおただしということで、いわゆる不採算部門、救急医療、小児医療、周産期医療と呼ばれる部分になってくるわけなんですけれども、この三つについては地域にとってなくてはならないものというふうに考えております。その役割を担うのが公立病院であります橋本市民病院の務めであるというふうに考えています。

一つずつ少しご説明をさせていただきますと、まず救急医療についてですけども、先ほども答弁させていただきましたが、昨年度の年間の受入件数に関しては2,630件というふうになっております。もしこの救急医療がないということになると、助かる命が助からないということにもつながってきます。特に、循環器であったり脳外であったり１分１秒を争うそういった対応ができるのは、やはり当院しかないというふうにも考えております。

小児医療については、橋本市内、橋本医療圏内で小児を標榜しております診療所等が少ない中で、小児医療をしないということは診療連携が図れないばかりではなくて、子どもたちの命を危険にさらすことになります。安心して子育てができないまちとして転出が増え、転入が減り、出生率が低下し、そういったところでの人口減少の加速する原因にもつながってくるのではないかというふうにも考えております。

周産期医療についても同じことが言えると思います。18年前に発生した妊婦のたらい回しが発生する可能性も出てくるというふうにも考えられます。橋本市には本院を除き、分娩ができるクリニックは１施設のみです。これでは安心して出産ができません。

以上のことから、橋本市民病院における救急医療、小児医療、周産期医療はなくてはならない医療というふうに考えております。

○議長（森下伸吾君）13番　田中君。

○13番（田中和仁君）よく分かりました。

また角度の違う質問になるんですけども、健康診断や人間ドック、胃カメラというのが、最近は全身麻酔でゆっくり寝て、それから帰

るというのが流行というか、そういう傾向にあるのかなと思うんですけども、市民病院は簡単な局所麻酔だけで、「すぐ運転して帰ってよ」という利点はもちろんあるんですけども、そういった全身麻酔でゆっくり寝てから帰ってもらうということはできないものでしょうか。

○議長（森下伸吾君）病院事務局長。

○病院事務局長（池之内正行君）人間ドックでの胃カメラ、内視鏡検査になるわけですけども、１泊して休んでいってもらえないかというご質問だったかと思います。

まず、人間ドックというのは内視鏡検査につきましては、外来検査枠、検診枠等で１週間のスケジュールを決めて運用しているところでございます。予定検査の枠が空いておれば対応は可能かと思いますが、検診枠を変更し増やすということは難しいかなというふうに考えております。

また、全身麻酔に関しましても、そういったニーズは確かにございます。しかしながら、内視鏡検査室には十分なそれだけのベッドを置くスペースがございません。なので、対応が困難ということに実質なります。今実質、ベッドのほうが３床だったと思います。１泊に関しましても、病床の運用上、施設基準となります重症度、医療・看護必要度に影響が出るため、対応が困難になるというふうに考えております。

○議長（森下伸吾君）13番　田中君。

○13番（田中和仁君）分かりました。

次は広報紙についてですけども、ちょっと控え目なような感じがします。もう少し「市民病院はすごいんだぞ」という雰囲気を出してもいいと思うんですが、いかがでしょうか。例えば市議会の広報広聴特別委員会と連携するですとか、キャッチコピーですね、例えば南和広域医療企業団のホームページを見たら、「南和の医療は南和で守る」と、ばーんと出てくるんですね。「この地域で受診してよ。守ります」という意思表示みたいなのが出てくるんですけど、いかがでしょうか。

○議長（森下伸吾君）病院事務局長。

○病院事務局長（池之内正行君）広報の充実についてのおただしかと思われます。

まず、本年４月から広報担当といたしまして、新卒の職員を１名採用いたしまして、日々広報紙等も含めました工夫ですね、鋭意努力もしていただきながらホームページの改編であったり、各現場のほうに出ていきながら、医療現場での情報収集も含めて情報発信できる分がないかということをいろいろ取材等も行っていただいているところです。ただ、そういった内容についてまだまだ不十分な部分がございます。今後も引き続き、広報紙の内容を充実させていきたいというふうに思いますので、また、忌憚のないご意見も頂きながら改善に努めていきたいというふうに考えております。

あとそれと、市の広報広聴特別委員会との連携のご提案についてでございますが、市民病院内におきましても広報委員会というのがございまして、現在、広報戦略ワーキングチームも立ち上げまして、広報紙だけに限らず、病院全体の広報の充実を図っていくということを今現在、各部門のほうから職員を集めまして、いろいろ検討のほうを進めていっているところでございます。

担当者の能力開発につきましても、様々な機会を設けまして、人材育成に努めていきたいというふうに考えております。

あとそれと、キャッチコピーにつきまして、先ほど南和の病院の例を挙げていただきましたが、当院につきましても理念等はございます。ただ、山本先生の時代から選ばれる病院ということを大きく掲げながら、ただ、残念

ながらそこの部分についてホームページのところで大きくキャッチコピーとして出ている部分がたしかなかったというふうに思いますので、そういったところ、しっかりメッセージ性を含めて、今後広報のほうを充実させていきたいというふうに考えております。

○議長（森下伸吾君）13番　田中君。

○13番（田中和仁君）予定では、10月号でダヴィンチの特集を組んでいってくれるということでお伺いしていますので、頑張ってほしいと思います。

市民病院のサイズ感についてお伺いするんですけども、極端な話、あんまり赤字が大きくなって市の負担が大きくなってくると難しくなってくるんじゃないかと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（森下伸吾君）病院事務局長。

○病院事務局長（池之内正行君）市民病院のサイズ感、病床規模だと思われるんですけど、それについてのおただし、お答えさせていただきます。

300床が適当な規模であるかどうか。これまで繰り返し検討をしてきたところです。私も聞いている限りなんですけども、今の小峰台に移転するときも300床が適正な規模なのかどうかということの検証はされたというふうに聞いておるところです。ただ、人口減少はどんどん進んでいるわけで、今後もその辺のところは確実視された中で今後どういうふうに対策を打っていくかというところを考えていく必要があるわけですけども、当然、ダウンサイジングの検討も必要であるというところでございますが、医療需要、しっかりその辺を見極めていく必要があるというふうに考えております。

また、地域医療構想にも関連する問題でもございますので、地域の機能分担の強化がどのように進んでいくのかということも、その動向をしっかりと見極めた上で議論を重ねる必要もございます。本院だけの問題でないため、どのように地域医療を支えていくべきか、県、市、医師会等関係機関と協議し、十分な検討が必要であるというふうに考えております。

○議長（森下伸吾君）13番　田中君。

○13番（田中和仁君）その地域医療構想の話になるんですけども、隣の南和広域医療企業団、奈良の南側の公営病院が、県が直轄して一部事務組合を結成して、下市にあります南奈良医療センター、そこが急性期病院というものを担って、あとは五條病院と吉野病院、この三つの公営病院が診療科目がダブらないようにして連携していると。奈良県は、看護師学校までつくって看護師不足に対応している。成功例だと思うんですよね。「南和の医療は南和で守る」ってキャッチフレーズにありますように、かといって五條から患者さんは市民病院に来てくれたりは、別に自由なんでしてくれとるわけですけども、一応方向性は全面的に出ていると思います。

この地域医療構想が私は気になって仕方がなくて、地域医療構想というのはそれぞれの病院の意向と合わせて、「病床を増やしますよ、減らしますよ」というのを皆さんで「いいですよ」ということで決めていく会議で協議の場である。本来は、この地域の病院はいいバランスですねと持っていくべき会議だと思うんですよね。

橋本市を見ますと、急性期病院が非常に手厚くて、その後の回復期、特に慢性期に至ってはほとんど少ないという状況に長年あります。慢性期というのは、「俺、死ぬまでこの病院でおってええんか」、「ええよ。この病院はええよ」という病院なんですけども、どれぐらいの件数か分かりませんけども、結構大阪に流れていると。慢性期病院が少ないんで、

高齢者マンションというのがちょっとずつ増えてきていて、サービスつき高齢者マンションというものなんですけども、そこは病院という性質ではなくて、いわゆる在宅医療の分野になるんでまた全然違う話になっちゃって、慢性期病床とは言えなくなってくるんで、何かごちゃごちゃし始めているなと思うんですけども。いわゆる気になるのは、橋本医療圏で急性期病院が四つあるんですよ、市民病院、紀北分院、紀和病院、山本病院。互いに協力しているのは当然ある中で、一点目は公営病院が二つあるんですよね。紀北分院と橋本市民病院。残念ですけど二つとも大きな赤字が出て、どっちも病床率が低い。ここも違和感があるんですよね。

この辺の話をするのが地域医療構想で、ここが分厚い、ここが薄いというんで、誰がやってくれるかという協議をする場であるにもかかわらず、なかなか変わっていかないというのが問題かなと思います。橋本医療圏で公立の病院が二つあって、病院の戦力とも言える医者、看護師、患者の取り合いになってないか。ここ、話合いが必要ではないかと感じます。

二点目は、地域医療構想で決める病床数の根拠ですね。さっきおっしゃった300床。市民病院については300床ですけども、そこの根拠というのを、いわゆる県が旗を振って、絵を描いて、「市民病院さん、また300床ね」とやっているんですけど、最初の根拠がどこから出てきているのかいまいちよく分かってない。来年の予定についても、「今年これなんで、来年もこれでいきますか」という会議になっちゃっている。議事録を読ませてもらったんですけど、国へ提出するだけの会議なんかなと思うところもあるんですよね。ここは市議会なので県の音頭を取っていることをどうのというわけではないんですけども、一応、市長、議事録を読んでいただきたいなと思うんですけども、ちょっと具合が悪いように思う。

いろんな院長がこの地域のことを思って、「橋本市の医療需要と現在の各病院の病床とか機能が合ってないんじゃないか」と意見を出してくれています、議事録を読んだら。その議事録の中で、「この場でそういう議論をしても仕方がないでしょう」と返事をしているんですよ、事務局が。橋本市民病院の院長が「大阪などに流れないような策をみんなで相談しましょう」と負けじと投げ返すんですよね。ところが、「患者が大阪へ行くのは自由なんで」とこんな返事が返ってくるんですよ。この会議は非常に具合が悪いと思うんですけどね。この辺のレベルになってくると、やっぱり市長がひとつ動いていただけないかなと思うわけですけど、一言頂けますか。

○議長（森下伸吾君） 市長。

○市長（平木哲朗君） 田中議員の質問にお答えします。

ここの市民病院300床というのは、市議会で病院改築特別委員会があって、当初350床という話で進んでいたやつだったんですけど、市役所の近くにあった市民病院はとてもじゃないけどそれだけの医師、看護師がいないにもかかわらず考えていたことで、300床というふうな議会も認めた形でいっているので、病院をこれは責めるわけにいかないので、そこは議会も大きく関わっているということは理解しておいてください。

地域医療構想の問題は、これは私も一時参加しとったことがあります。ただ、民間病院が二つと県立が一つと市民病院が一つという中で、やっぱりなかなか、みんないい意見を言ってくれるんですけど、本音でそれを言っているんかというところもちょっと分からない部分もありますし、県は残念ながらまとめる気はあの当時からありません。いろんな意

見を集約して考えていこうかということもあります。私も、「何やったら、紀北分院と橋本市民病院、合併してもええよ」という話もさせてもらったこともあります。「ここを県立医科大学附属病院に変えてくれてもええよ」という話をしたんですけど、残念ながらゼロ回答でした。やっぱり私も思っているんです。これは絶対に一緒にしないと、医科大学も１病棟閉鎖していますし、医師、看護師の確保も、紀北分院もいいのが整形外科とか眼科ぐらいで、あとはなかなか採算に乗らんような状況になっているんですけど、今度はかつらぎ町があそこに病院があるということで、やっぱりそういう地域の問題というのも出てくるんで、非常に難しい問題もあります。

ただ、これだけ高齢化が進展してくると、ほんまに急性期がこんなに地域にあっていいのかというところを再度協議しないと、先ほど言われた慢性期が紀和病院しか今はないんで、それ以外は大阪とか遠くへ行っているというのが現実で、受入先がない。県内でもあまりないというふうな状況になっていますので、地域医療構想を進めていく。実際の橋本医療圏のどういう条件が要るんやというところをもう一回、私らも一時は急性期を増やして市民病院の売上げを上げようと考えたんですけど、今こうなってくると、慢性期をどう受け入れていくかというところのことも考えやなあかんと思います。また一度県とも話をして少しでも前に動いていけるように、また話していきたいと思います。

○議長（森下伸吾君）13番　田中君。

○13番（田中和仁君）期待しているような答弁を頂戴しましたので、１番目は終わりたいと思います。

○議長（森下伸吾君）次に、質問項目２、防災力を高める戸別受信機の普及に対する答弁を求めます。

危機管理監。

〔危機管理監（大岡久子君）登壇〕

○危機管理監（大岡久子君）防災力を高める戸別受信機の普及についてお答えします。

まず一点目の現時点での戸別受信機申込みの返信率及び貸出件数についてですが、４月30日に市内２万7,429世帯にご案内を送付し、８月23日時点での返信数は１万6,809件、返信率は61.3％、貸出件数は１万164件、全世帯に対する貸出率は37.1％となっています。

次に二点目のテレビやスマートフォンとの仕組みの違いや戸別受信機の利点についてですが、戸別受信機は電力供給がなくなった場合でも、乾電池を入れることにより利用することが可能であること、また、戸別受信機では、情報配信用操作卓の通信回線が地上回線と衛星回線の２種類であること、放送する情報を送信局へ配信する配信局が全国に２か所あること、さらに本市の送信局に故障が発生した場合でも、かつらぎ町の送信局を利用することができるなど、市が情報配信をしてから戸別受信機で情報を受け取るまでの流れが全て多重化されているため、安定的な情報取得が利点となります。

最後に三点目の戸別受信機の普及についてですが、市では戸別受信機の案内通知に回答がない世帯に対して、再度、案内を送付する予定をしています。また、一旦必要がないと回答するも、やはり必要と考え直している世帯に対しても、手続きをしていただければ戸別受信機を配布するなど、戸別受信機の利便性等の啓発を行い、取得率の向上に努めています。

市からの災害情報は、防災はしもとメール、市公式ＬＩＮＥでも配信しているところですが、より多くの情報取得手段を確保していただくために、戸別受信機も含め、市民による情報取得手段の確保が100％となるよう今後

も取り組んでまいります。

○議長（森下伸吾君）13番　田中君、再質問ありますか。

13番　田中君。

○13番（田中和仁君）ありがとうございます。

答弁の最後のところ、はしもとメールやＬＩＮＥも配信しているんだけども、より多くの情報手段取得を確保していただくためにもらってよということをもう少し強く打ち出してもいいんじゃないかな。防災用に設計をされたものですから、この間もサマーボールで、私、ドコモ回線なんですけどもパケットが全然通じなかったし、通話した人も全然ドコモの場合は駄目だった。ソフトバンクは基地局が来てくれたので、「比較的使えたよ」と、会場でそういう立ち話をしたんですけども、そういったことが災害時考えられる。

それに対して、「ラジオは強いんだよ。だからラジオも用意しといてよ」ということを、要りますか、要りませんかだけに見えるんですよ、僕の場合はね。「要りますか、要りませんか、返事を下さいね」というふうに見えるんで、要らんかったら「別に要らんと言うたんやからええやん」とすんなりした話になっちゃうんで、そうじゃなくて、せっかくラジオを設計して、防災用に設計されたラジオで、衛星回線はあるわ、光ファイバーはあるわ、基地局は山口と横浜にあるわ、放送局は橋本市役所にもかつらぎ町役場にもあるわって、これでもかとダウンしないようにしているわけですよね、このラジオは。だから、そういうことをちょっと書いてもいいんじゃないかなと思ったんで、質問をさせていただきました。

２番目の質問を終わります。

○議長（森下伸吾君）次に、質問項目３、終活にさらなるサポートを求めますに対する答弁を求めます。

健康福祉部長。

〔健康福祉部長（久保雅裕君）登壇〕

○健康福祉部長（久保雅裕君）終活にさらなるサポートを求めますについてお答えします。

一点目の終末期に直面する不安や悩みの相談についてですが、肉体的な痛みや、いつ死が来るかもしれない恐怖、どこで最期を迎えるか、家族の心労の負担、経済面では医療費や介護費用の負担など、不安や悩みに揺れ動くそういった相談が地域包括支援センターにあります。身寄りがない、または家族等との関係が希薄な方が元気なうちに相談に来られることも増えています。相談者の状況に合わせて具体的な提案を行い、必要に応じて関係機関を紹介しています。

二点目のエンディングノートの作成支援についてですが、地域包括支援センター窓口に相談に来られた方には、橋本市社会福祉協議会で配布している「私の想いノート」の紹介や、エンディングノートが一般販売されていることもお知らせしています。また、最近では和歌山地方法務局が発行している「わたしのエンディングノート」を窓口に設置して案内しています。

三点目の遺言や相続に関するアドバイスについてですが、例えば遺言公正証書の作成や法定相続人に関する相談等があった場合は、橋本公証役場の公証人を紹介し、必要に応じて同行するなど関係機関を紹介し支援につなげています。

四点目の葬儀社の案内や円滑な手配支援についてですが、葬儀に関する相談があった場合には市内の葬儀社に相談するよう案内しています。

最後に五点目の終活セミナーの開催についてですが、住民対象の介護予防教室で「みとりと終活」をテーマとして、自分らしく過ごすためにご自身の人生の終えんやいざという

時について一緒に考える場を設けています。

また、９月２日には、和歌山地方法務局橋本支局との共催により、地域ふれあいサロンで相続や遺言についての講座を実施しました。今後も和歌山地方法務局や橋本公証役場など公的機関と連携し、終活セミナーを開催していきます。

○議長（森下伸吾君）13番　田中君、再質問ありますか。

13番　田中君。

○13番（田中和仁君）主に身寄りのない方の終活の問題点は、例えば生前予約してあっても連絡が行かない、生前予約していることを誰も知らない、役所も知らない。お金は払ってあるんだけども履行されるんかな、誰が連絡をしてくれる、契約内容も知らんし、こういうふうにしてよというのは葬儀屋しか知らないということに問題があって、すぐ連絡が行くかというと、市民課からぴゅっと連絡が行くことはなくて、そういった行政のそこでどう関わっていきますかという質問をしたかったわけですけども、再質問として、経済的に困難にある方や身寄りのない方が亡くなったとき、市が火葬を行う場合があると思います。その際の費用はいくらかかりますか。

○議長（森下伸吾君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（久保雅裕君）市が火葬を行う場合の費用ということのおただしでございますけれども、身寄りのない方が本市で亡くなられた場合、法の規定に基づき市が火葬等を行っています。その場合の費用ですけれども、病院等から斎場までのご遺体の搬送費や安置代、棺おけ代、それから火葬代、これらを含めまして約15万円から20万円というふうになっております。

○議長（森下伸吾君）13番　田中君。

○13番（田中和仁君）結構かかるんだなと思います。それらを生前に費用を預かり契約することは可能でしょうか。

○議長（森下伸吾君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（久保雅裕君）現在、市ではそのような契約については考えておりませんけれども、預託金を生前にお預かりし、契約者が亡くなられた場合、その後、契約者のご意向に基づき火葬や納骨等を行う、いわゆる死後事務委任契約について、他の市町村においては社会福祉協議会で行っている事例も見受けられることから、本市の社会福祉協議会に対し事業の実施について打診したところ、今後、前向きに事業を実施することを検討するとの回答を得ております。具体的な委任内容については、今後、社会福祉協議会のほうで検討していくとのことですので、ご理解のほどよろしくお願いします。

○議長（森下伸吾君）13番　田中君。

○13番（田中和仁君）前向きな答弁を頂いて、ありがとうございます。社会福祉協議会のほうで考えていただけるということですね。とはいえ、亡くなった情報というのはまず市が把握して、社会福祉協議会にキックする機会を与えないといけないので、もちろん市にも関わってくることだというふうに考えます。ありがとうございます。

もう一つ、家とか畑、車、預金などの例えば処分とか、しまいというのを市にお願いすることは可能でしょうか。

○議長（森下伸吾君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（久保雅裕君）残された財産の処分につきましてのおただしでございますけれども、亡くなられた方の遺留金品等については、原則、その方の相続人の財産となります。身寄り等がない方の、こういった理由によって当該財産の引取手がない場合は、財産の処分というのは非常に事務が煩雑化してまいります。死後、残された財産の処分に困ることのないように、遺言書やエンディング

ノートの作成、また生前よりあらゆるご準備を頂ければと思っております。市としても壇上でお答えしましたように、講座の開催などを通じて情報提供を行っていきたいと考えておりますので、よろしくお願いします。

○議長（森下伸吾君）13番　田中君。

○13番（田中和仁君）亡くなってからでは非常に難しくなってしまう。たとえ遺言書というのがあっても、この遺言書自体が非常に微妙な立ち位置で、法的に合った書き方をしているのかですとか、これを書いたとて、法定相続人が後から現れる。戦争含めてのことになってくる。生き別れを含めてのことであったり、様々なケースが後から発生し得ることということで、ここの微妙なところを市にお願いして、何でやったんやとなるとまたこれは非常に、せっかくやったのに悪いことをしたみたいになってしまうということの問題があって、生前にそういうことはちゃんとしておいてくださいとお願いするということがベストであるというふうな回答であったと思います。私も理解しましたし、方向はそれでいいと思います。

以上で三点の質問を終了します。ありがとうございました。

○議長（森下伸吾君）13番　田中君の一般質問は終わりました。

この際、10時40分まで休憩をいたします。

（午前10時23分　休憩）

（午前10時40分　再開）

○議長（森下伸吾君）休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程に従い、一般質問を行います。

順番14、14番　南出君。

〔14番（南出昌彦君）登壇〕

○14番（南出昌彦君）皆さん、おはようございます。14番目の質問者、最後です。よろしくお願いします。もうちょっとだけお願いします。

今回、いろいろ質問をしたいことがたくさんあったんですけども、いろいろ思うところがありまして、内部統制ということで質問をさせていただきます。内部統制って皆さんご存じやと思うんですけど、基本的には業務の効率的かつ効果的な遂行、それから報告の信頼性の確保、それから業務に係る法令等の遵守、そして資産の保全、この四つの目的が達成されないリスクを一定の水準以下に抑えることを確保するために業務に組み込まれるプロセス、このことをいいます。そういうことでいいますと、地方公共団体は、内部統制とは住民の福祉の増進を図ることを基本とする組織目標が達成されるように、行政サービスの提供等の事務を執行する主体である長自らが、組織目的の達成を阻害する事務上の要因をリスクとして識別評価して、対応策を講じるということが必要であるということであります。

皆さんもご存じやと思いますけども、この内部統制というのが一般の社会に、また企業の経営者に注目される背景となった出来事が、若い方は分からないと思いますけども、ちょうど2000年に大阪地方裁判所が下した判決があります。大和銀行事件って皆さんご存じかなと思うんですけども、この判決が代表的でして、大和銀行、今のりそな銀行ですね。ここのニューヨーク支店の行員が、12年もの長期間にわたって損失を隠蔽しとったと。それで、大和銀行に約11億ドルの巨額損失を与えたことがこの事件の概要です。

裁判では、14億5,000万ドル、日本円にして約1,550億円の損害賠償を求めた裁判がありました。これは11億ドルと、それと捜査当局に支払った罰金、これを足して14億5,000万ドル。これを求めて、結局、判決はどうやった

かといいますと、組織内で従業員の不正を発見する仕組みが整備されていなかった。つまり内部統制システムの不備も指摘されて、当時のニューヨーク支店長、この方が内部統制システムの構築を怠ったということで５億3,000万ドル、567億円、そしてそのほかの代表取締役を含む取締役11名も善管注意義務違反があったということで262億円、合計829億円の損害賠償義務を負う厳しい判決が出たということがありました。

それを受けて、大和銀行以外の企業においてもいろいろ不祥事が相次いだことを受けて、2006年５月に会社法が施行されて、さらに2007年、改正金融商品取引法では内部統制報告制度が導入されたというような経緯があります。

結局は、内部統制システムをしっかりと構築せえへんだ側に責任があるということで裁判が下されました。そういうことを一応、皆さんご存じだと思いますけども知っていただいて、私の質問にお付き合いいただきたいと思います。

議長のお許しを頂きましたので、一般質問をさせていただきます。

平成29年度の地方自治法の一部改正に伴い、地方公共団体における内部統制制度が導入され、令和２年４月、都道府県及び指定都市については義務づけられ、指定都市以外の市町村においては努力義務の制度とされているが、衆議院総務委員会及び参議院の総務委員会の改正法に対する附帯決議では、指定都市以外の市町村の長についても、内部統制に関する取組みを積極的に推進すべきとされております。

その背景には、第31次地方制度調査会の人口減少社会に的確に対応する地方行政体制及びガバナンスの在り方に関する答申の趣旨を踏まえ、人口減少社会においても行政サービスを安定的、持続的、効率的かつ効果的に提供していくため、その要請に対応した地方行政体制の確立をすることが求められております。

内部統制制度の導入により、地方公共団体は組織としてあらかじめリスクがあることを前提として、法令等を遵守しつつ、適正に業務を執行することがより一層求められています。そうした組織的な取組みが徹底されることによって、長にとってはマネジメントが強化される、職員にとっても業務の効率化や業務目的のより効果的な達成ができるということで、安心して働きやすい魅力的な職場環境が実現されるということで、しいては住民が享受する行政サービスにつながるということになるのではないかというふうに思います。

内部統制は業務に組み込まれて、組織内の全てのものにより遂行されるプロセスであることから、首長だけと違って、全職員が主体的に取り組むことが求められております。

橋本市においては、指定都市以外の市ということで努力義務とされていますが、議会においても本年は２件の一般会計に係る附帯決議の議案提出、工業団地に関わる問題、病院経営、第２期橋本市立小中学校適正規模・適正配置基本方針、さらには長時間労働、また防災対策、財政問題等、多くの課題が山積しています。橋本市はこれまで経験したことがない人口減少超高齢化社会を迎えることも想定され、今後の市政を取り巻く環境は厳しいものになっていくことが予想されます。

このような環境の中で、住民の福祉の増進を図ることを基本とする組織目的が達成していくためには、これまで以上に適正な事務処理、そして市民から信頼される市役所の確立をめざさなければならないと思います。以上のことから、早急に内部統制制度を導入すべきと考えます。

そこで、次により伺います。

１､橋本市においても少子高齢化が進展し、人口減少社会に突入することも想定されますが、必要とされる人々の暮らしを支える対人サービス等の地方公共団体が提供する行政サービスは、多様なニーズに対し、よりきめ細やかな対応が求められ、同時に、これらの行政サービスを支える制度は複雑化するとともに、重要性は今後一層増大すると考えられます。このことから、人口減少社会において地方公共団体は、その事務の処理の適正さが求められる一方、不適正な事務処理のリスクが拡大する傾向にある以上、何も対策を打たない状況が続くことについては強い危機感を持つべきであると思います。行革により職員は削減するが､仕事量は変わらないことにより、ミスの増大、さらなる長時間労働等につながることも懸念されます。これらのことについて見解をお伺いします。

２、人口減少社会において、地方公共団体が担う重要な役割や総合行政主体として広範な事務を処理していることを踏まえれば、リスクの可視化や役割分担の明確化、監視の強化等、地方公共団体が事務を適正に処理するための体制を新たに整備することが求められます｡このことについて見解をお伺いします。

３、首長が内部統制に取り組むことは、業務プロセスがより可視化され、より効率的に事務を執行することにもつながるとともに、業務プロセスの要所で確実にチェックするプロセスが組み込まれることにより、例えば行き過ぎた前例踏襲を指摘されがちな地方公共団体の体質を大きく改善させることが期待できます。このことについて見解をお伺いします。

発言事項２、ため池及び市道の復旧工事と安全対策について。

近年、集中豪雨が頻発する傾向にあり、これに伴い土砂災害等も増加傾向にあります。また、今後30年間に最大震度７クラスの地震が約70％の確率で発生すると言われている南海トラフ地震をはじめ、中央構造線断層帯による地震などの発生が懸念されます。過去の震災においても、ため池決壊により尊い人命が失われるとともに、住宅や農地などでも被害が発生しており、頻発する集中豪雨や大規模地震に備えた安全対策の整備の実施が急務となっています。ため池及び市道の復旧工事と安全対策についてお伺いします。

一つ目、令和５年６月に発生した線状降水帯により被害に遭った橋本市山田地区の長池及び通行止めとなっている市道吉原横断線の復旧工事についてお伺いします。

２、ため池の周辺は都市化や混住化が進んでいるところも多く存在し、事故の危険があります。このような中、行政と施設管理者及び地域の関係者間の連携などが重要となります。現在取り組まれている安全対策と今後の予定及び課題についてお伺いします。

長くなりましたけど、壇上からの質問とさせていただきます。明快な答弁、よろしくお願いします。

○議長（森下伸吾君）14番　南出君の質問項目１、内部統制制度の導入に対する答弁を求めます。

総合政策部長。

〔総合政策部長（井上稔章君）登壇〕

○総合政策部長（井上稔章君）内部統制制度の導入についてお答えします。

まず、一点目の人口減少社会において地方公共団体は、その事務の処理の適正さが求められる一方、不適正な事務処理のリスクが拡大する傾向にある以上、何も対策を打たない状況が続くことについては強い危機感を持つべきである。また、行革により職員は削減するが仕事量は変わらないことにより、ミスの

増大、さらなる長時間労働等につながることも懸念される。これらのことについての見解についてお答えします。

地方公共団体として適正な事務処理は当然必要であり、不適正なリスクへの対策の必要性についてはご指摘のとおりと認識しています。

本市では、業務マニュアル等に基づく事務や全庁的な制度等の注意喚起、また、担当部署での会計や契約などの審査及び確認、必要な業務などにおいては研修を行うなど、適正な事務処理に努めているところですが、さらなるデジタル化の推進や業務を外部に委託するなど外部資源の活用を行うなどの対策も必要だと考えています。

次に二点目の人口減少社会において地方公共団体が担う重要な役割や総合行政主体として広範な事務を処理していることを踏まえれば、リスクの可視化や役割分担の明確化、監視の強化等、地方公共団体が事務を適正に処理するための体制を新たに整備することが求められることへの見解についてお答えします。

地方自治体が置かれる状況として、多様なニーズへの対応、広範な事務処理や担当する業務量の増加などを考えますと、事務処理上のリスクを回避し、事務処理の適正化を確保することが必要となり、そのためにはご指摘のとおり、リスクの可視化や役割分担の明確化、監視の強化等は有用なものであると考えています。

最後に、三点目の首長が内部統制に取り組むことは、業務プロセスがより可視化され、より効率的に事務を執行することにもつながるとともに、業務プロセスの要所で確実にチェックするプロセスが組み込まれることにより、例えば行き過ぎた前例踏襲を指摘されがちな地方公共団体の体質を大きく改善させることが期待されることについての見解についてお答えします。

地方公共団体が内部統制に取り組むことの効果は、ご指摘のとおりと認識しています。その中で、前例踏襲という点では、持続可能な行政運営を行うためには、ご指摘の内部統制制度だけでなく、あらゆる業務改善、業務の効率化について、職員誰もが日頃から意識し、実践していく必要があると考えています。

新規事業として、本格的に内部統制制度を導入することは、制度を運用するための組織体制の整備や新たな事務負担にもつながることから、現時点では考えておりません。

現在、実施している業務マニュアル等に基づく事務や全庁的な制度等の注意喚起、また担当部署での会計や契約などの審査及び確認などを引き続き行うとともに、監査委員の意見も伺いながら、今後も事務の適正な執行に努めてまいります。

○議長（森下伸吾君）14番　南出君、再質問ありますか。

14番　南出君。

○14番（南出昌彦君）答弁ありがとうございます。

だいたい私が問いたいところは理解するけども、最終的には導入しないよという答弁だったかと思います。壇上で述べた課題、幾つか挙げさせてもらいました。これは課題として認識されていますか。

○議長（森下伸吾君）総合政策部長。

○総合政策部長（井上稔章君）課題としての認識はございます。

○議長（森下伸吾君）14番　南出君。

○14番（南出昌彦君）ありがとうございます。

今回、内部統制制度の導入について質問をさせていただいたのは、これから先も住民の福祉の増進、市民サービスの充実を図るとともに、職員の働きやすい職場の確保が必要とのことで、この内部統制制度の導入について

質問をさせていただきました。地方自治体の最大の目標は住民の福祉の増進です。地方自治体は、今後も続く人口減少社会において、限られた人員で正常に沿った行政サービスを安定的、持続的に提供することが求められています。

しかし、一層職員が削減され、一職員当たりの仕事が増え、さらなる職員の負担が増えることが考えられます。

こんな数字があります。令和２年度から５万9,283、令和３年度６万5,686、令和４年７万3,537、令和５年８万6,941。これは市役所の残業時間数です。３年で1.5倍に増えております。これが橋本市役所の現実です。この状況で先ほどの答弁でいいというふうに思われておりますか。今の仕組みで仕事をすれば、一人当たりの残業時間数は、職員数も減りますからね、さらに増えていくことははっきりしています。

もう一度確認の意味で聞きます。これから先も住民の福祉の増進、市民サービスの充実を図ると、そして職員の働きやすい職場を確保するということで提案をしましたけども、結論だけで言うと導入しないという考えでよろしいですか。はい、いいえで結構です。

○議長（森下伸吾君）総合政策部長。

○総合政策部長（井上稔章君）はい、いいえで言いますと、導入しないという考えでございます。

それから、先ほどの数字、時間外についての数字だというところではありますが、確かに一定の部署、それから一定のところ、個人に対しての負担というのがかかっているケースも見受けられるという認識はございます。それはしっかり改善していくべきだというふうな認識はありますので、所属長等を通じてやっていく所存であります。

また、時間外が増えることというのは、その年度年度によって、いわゆる事業が増えたり、業務自体が増えてくるということもございますので、そういった要因もございます。

あと、全体の職員数については、現状３年、４年、５年となるにつれて全体としては増、もしくは職員数は変わらないという方向で管理していくような方向になっておりますので、それも対応しているところです。

また、内部統制の導入にあたっては非常に業務が増える、導入した後というのはそれなりのチェックは働くかもしれませんが、導入にあたってはどうしてもチェック項目を増やしたり、モニタリングシートを作ったり、そういう仕組みづくりにかかるところが非常に負担が大きいところでございます。そういったことからも、現時点でやはり時間外等が増えている中では導入が難しいというふうにご答弁させていただいたところであります。

○議長（森下伸吾君）14番　南出君。

○14番（南出昌彦君）地方公共団体における内部統制制度の導入に関する報告書の中に、こう書いています。地方公共団体の事務を適正に執行する義務と責任は、基本的には首長にある。首長は適正に事務を執行する義務を尽くすための方法については様々考えられるが、事務の処理の適正さを確保する上でのリスクを評価して、コントロールする内部統制の取組みは、その重要なツールの一つである。首長が事務を執行する上でどのような内部体制を整備し運用するかについて決定することは、執行権の中核をなすものであり、議案提出権や予算調製権が専属していることと同様に、専属する権限であって、それに伴い首長に責任があると言えるというふうに書かれています。でも、これ、最終的には市長に責任があるという意味ですけども、それだけでは市長には酷かなというふうに思います。

それで質問をさせていただきます。この質

問の前提となる国会においての改正が可決されて、令和２年４月１日に施行された地方自治法150条に基づく内部統制。本市は努力義務の対象ということで、本市の判断で残念ながら導入はしておりません。努力義務ってどういう意味なんですかということなんですよ。法律の条文で努力義務というのは、何々するよう努めなければならない、また、努めるものとすると規定された内容で、当事者の努力を促すために定められています。努力義務規定の多くは、義務規定とするには厳し過ぎるが、法律の趣旨からすればぜひ守ってもらいたいという内容が定められています。公務員、地方自治体職員としてどのように認識されているのか、見解をお伺いします。

○議長（森下伸吾君）総合政策部長。

○総合政策部長（井上稔章君）現在、我々がやっている事務の中で、一定その内部統制に準じた形の事務、いわゆるマニュアルを整備したり、チェック項目を作ったり、また、本市がやる業務の内容をしっかり上から、市長からの、例えば昨日も答弁させていただきましたが、部長連絡調整会議等でしっかり全職員に周知したり、こういったことをすることによって、一定内部統制に準じた業務はできておるというふうに判断しているというところであります。

○議長（森下伸吾君）14番　南出君。

○14番（南出昌彦君）令和２年度からこの制度をスタートしたんですけども、今、令和６年度です。この３年間、どのように検討されてきたんですか。

○議長（森下伸吾君）総合政策部長。

○総合政策部長（井上稔章君）内部統制の導入についての検討はいたしておりません。

○議長（森下伸吾君）14番　南出君。

○14番（南出昌彦君）私も皆さん方と同じように、橋本市に非常に危機感を持っています。再度言いますけれども、私は住民の福祉の増進を図るために、職員がやりがいを持って働きやすい職場になるようにとこの質問をしています。数々の問題が顕在化し課題が多いにもかかわらず、現時点では考えておりませんとの答弁でしたが、私も内部統制制度を導入した組織で以前仕事をしておりました。それから、２年間はリスク統括担当部署の所属長もしておりました。その経験から言いますと、相当効果があったと思います。特に新たな事務負担につながるというよりは、これまで負担となっていた事務作業も減り、内部統制制度の目的である業務の効率化、効率的かつ効果的な遂行や法令遵守、また資産の保全等々の目的は達成されないリスクを水準以下に抑えることに効果を発揮したと実感しています。

当局はこの答弁内容では十分な検討をされていないということですけども、なぜ検討、調査研究をされなかったんでしょうか。

○議長（森下伸吾君）市長。

○市長（平木哲朗君）南出議員の質問にお答えします。

私が必要と思っていないからです。でも、先ほどからいろんな問題を指摘されています。財政問題って、内部統制をしたから財政がよくなるわけじゃないんです。新たに組織をつくると、またそこに人を配置して、どうしても間接的なところが増えて、早期にしたいところが遅れる可能性もあるんです。当市のような地方公共団体で、国が言うたから増やしていくということは非常に問題もあるのかなと。これって本当に国会議員、地方公共団体のことを分かって議論しているのかなと。

先ほど大和銀行の話が出ていましたけど、店舗数を考えたら、日本にもあるわ、アメリカにもあるわ、民間企業としてそこに問題があったら当然かなとは思いますし、橋本市役所って支所もないし、この一角で全てがある

わけなんで、私らもより効率的な業務をするために今取り組んでおりますし、今縦割りじゃなくてもっと横の連携をちゃんとして、例えば教育委員会のところでも、教育委員会でできへんところは市長部局と一緒になってやれと。昨日も言いましたように、高野口中学建て替えについても、市が中心になってやれという話をしていますし、どうやって横の連携をこれから取っていくか、不備の問題をどう解決していくかということです。

これから職員を大幅に減らしていくという、南出議員の政策かもわかりませんけど、今年も35人採用して、そして民間委託もして、その余った人材を弱いところに配置していくというようなことも今進めていますし、内部統制で全てが解決するとは思いません。ただ、よくチェックはせなあかんというふうには総合政策部長にも言っています。僕はあんまり必要性を感じない。かえって手間がかかって、次の政策を打つのに時間がかかるんかなというふうにも思います。

僕に責任が重くなるわって、でも、市長は結局、最終的には責任を負わなしゃあないんですよ。だから、より効率的にこれから仕事を進めていく。時間外でも、やっぱり国からの事務事業がどんどん、福祉だったら伴走支援を、今は高齢者まで伴走支援をしなさい、子どもも伴走支援をしなさいってなると職員の負担も大きくなるんで、そこの部分に対して人員は補強していきますし、時間外をなくすというのはなかなか難しい問題で、昔、僕も市会議員のときは「時間外をなくせ」といっぱい言うてましたけど、でも、ここへ入って、なかなか難しい問題もあるんで、今のところ内部統制制度の導入は全く考えていませんが、より厳しく業務効率を進めていく、あるいは財政問題を片づけていく、そういうふうにはしますので、今のところ全く考えておりませんし、きちっと業務が進むように、これはしていくというのは公務員の務めやと思います。そういうことも含めて、今のところそういう導入については全く考えていませんので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（森下伸吾君）14番　南出君。

○14番（南出昌彦君）全く考えておりませんという言葉が何回も出ましたけれども、私、別に財政だけの問題でこの質問をしたわけでもございません。住民の福祉のために、それから職員が働きやすい職場を確保するためにということで質問をさせていただいておりますので、このまま質問を続けさせていただきたいと思います。

壇上で具体的に述べた課題、これは全部署で共有しているのかというところも非常に疑問があります。一部だけの課題を共有して、本当に根底にある本来の課題、共有しているのかなというところもあります。そういう意味では透明性があるのかなというところも感じるところがあります。でも、顕在化してきた課題、これも何とかリスクを水準以下に抑えらなあかんということもあります。これまでどおりの方法、橋本市役所方式と例えばそういうふうに仮に名前をつけると、この方法でどのようにしてリスクを一定の水準以下に抑えるのか。この答弁内容の根拠、エビデンスを説明していただけますか。

○議長（森下伸吾君）総合政策部長。

○総合政策部長（井上稔章君）リスクを一定以下に抑えるためにというおただしだと思うんですけれども、現状、今我々がやっているそのリスクを抑えるための方策といいますのは、事務をしっかりマニュアル化する、誰が対応しても同じような対応ができるようにする、引継ぎの際にはもれがないようにする、それから、全職員に対して注意喚起をする、文書等でですね、こういうような方策を行っ

ています。

ここからさらにリスクを抑えるようなやり方というのは、これらを徹底するというところの答弁になってくるんですけれども、もしやるとするならば、チェック項目をもう一度洗い出して、それぞれ所属長なりにしっかりチェックするというような行為が必要になると思うんですが、今現状、一斉全ての所属でそれをやれというのも、なかなか負担にもなるというところになりますので、そこのところはしっかり各所属で注意するようにというところで、周知、喚起していきたいというところであります。

○議長（森下伸吾君）14番　南出君。

○14番（南出昌彦君）今の答弁を聞いていますと、部長が冒頭で言いました、検討しておりません、調査研究しておりませんという、そういうことなんですよ。結局、中身を勉強もされてないということの中で今みたいな答弁になってくるんですよ。

ある程度の内部統制制度の知識は持たれていると思います。ただ、職員って人事異動があって、そこの部署へ配置されますよね。自分が一番能力を発揮できる部署にばかり配置されるとは限らないですよ。それでも、職員一人ひとりが必死で長時間労働をしながら真面目に仕事をしているんです。国が進めて全国的にも広がりつつあるこの内部統制制度。一番優先している目的の一つは、業務の効率的、効果的な遂行ということだと思うんですけども、現在のところ働きやすい職場づくりとは逆行した方向に進んでいるというふうに思います。結局は、担当職員個人のスキルとか長時間労働に依存し過ぎている、担当職員に頼り過ぎの現状。だから、仕組みづくりができていないというふうに私は思います。その辺、いかがですか。

○議長（森下伸吾君）総合政策部長。

○総合政策部長（井上稔章君）内部統制制度に沿った形で仕組みをしっかりつくるとなると、先ほども答弁いたしましたが、かなり膨大な数のチェック項目等がございます。これらを全て網羅した状態で、確かにつくり上げたら、後はその流れに乗るというような形になるのかもしれませんが、現時点でそれをつくるというのは難しいというふうに述べておるわけです。それをするためには、今の業務にさらに各部課に業務を上乗せすることになる。ですので難しいと、こういうふうに申し上げております。

○議長（森下伸吾君）14番　南出君。

○14番（南出昌彦君）この国が進める内部統制の導入については、指定都市以外の自治体でも年々導入が増加してきております。事前打合せの中でも話が出ました。地方公共団体が内部統制制度を導入する場合は、部分的、段階的に進めることも一つの方法だとの話も出ました。私もそのほうが橋本市にとっていいんかなと思います。小さくスタートして大きく育てる方式がいいんかなと思います。

小さな自治体での例を言いますと、京都府精華町、ここは３万6,000人の規模のまちです。ここは建設工事等の発注に係る入札契約事務に限って導入しております。それから泉南市。泉南市はうちと同じ人口規模です。頑張っております。2021年度から全庁的な内部統制を導入しております。それから、河内長野市、南アルプス市、大田原市、この辺は橋本市と近い人口規模のまちです。ここは財務に関する事務ということで限定して導入しております。段階的に、部分的に進めています。

多くの自治体の導入するきっかけとなった理由を見てみると、それぞれの自治体が課題を抱え、その課題を改善、解決、住民から信頼されるまちになるように、福祉を増進したいと、めざしたいと取り組まれております。

先進事例を十分参考にして部分的にでも導入すれば、私は冒頭に述べたような課題、そういうことの解決に向けて一歩一歩進めることができると思います。こういう導入方法も検討したんでしょうか。

○議長（森下伸吾君） 総合政策部長。

○総合政策部長（井上稔章君） それぞれの個々の部署では、そういう感覚というのはあるという認識はございます。お隣の河内長野市なんかでも内部統制制度は導入されておりまして、これはきっかけになったのは大きな事件があったからというふうには聞いております。それぞれのやり方というんですかね、先ほど申しましたとおり内部統制自体を全てやろうと思うとかなり膨大な、本当に力が要るということで、一部でできないかという、こういうおただしだとは思うんですけれども、その一部のやり方というのも市町村によってそれぞれ考え方がございます。これらを各担当部署から提案等というのが上がってくるような状況になってくれば、我々としても対応はしたいと考えますが、今の状況では各課、部とも業務がかなり多忙になっておりますので、あえて市の体制としてそれをしていくという方針は打ち出せないというふうに答弁してございます。

○議長（森下伸吾君） 14番　南出君。

○14番（南出昌彦君） ありがとうございます。

　インターネット等で内部統制制度についていろいろ調べておりますと、内部統制に取り組む地方自治体、また、制度は導入していないけどもまち独自でしっかり内部統制に取り組んでいる自治体、現在導入準備を進めている自治体、また、当分取り組むことはできませんと、する予定がないという自治体も含めて、橋本市の名前って一切出てきません。国への報告にも、名前は橋本市って出てこないんですね。これってどういうことなんでしょうか。国の報告書ぐらい、内部統制は導入しませんという報告もされてないんですか。

○議長（森下伸吾君） 市長。

○市長（平木哲朗君） 先ほどから言っていますように、導入するつもりがありませんし、それも報告義務というのが明らかにあるものであればしますけど、一応、努力義務になっている以上、別に名前が出てこないからおかしいという話にもならないと思いますし、逆に、各課できちっとその取組みをやっていけば、入札に関しても入札の監視委員会もありますし、入札をいかに適正にやっていくかというところも外部の委員も入れてやっていますから、今、各課でそういうことをきちっと、僕は取り組んでくれていると思っていますので、改めてそういうことに対して導入していくというよりも、自分の業務をしっかりして、そして前例踏襲をしないというふうなことも、各課でしっかりと業務効率を考えてもらわないと、やっぱりなかなか進んでいかないというのもあると思います。内部統制が全てではありませんし、そういう問題なんで、別に名前が出てないからといって批判を受けるものではないと思います。

○議長（森下伸吾君） 14番　南出君。

○14番（南出昌彦君） この内部統制制度は住民、そして職員を守る制度であると私は思っております。それから、他人ごと、自分ごとに考える制度であるとも私は思っております。リスクというのは、完全にゼロにすることは難しいというふうに思います。だから、皆さんいろいろ苦労をされているんだろうというふうに思います。例えば単純な判断誤りや不注意、また複数の担当者による間違い、当初想定していなかった組織内外の環境の変化、いろいろあると思います。答弁を聞く範囲内では導入はしないということですけども、今ある施策、取組みの答弁では、基本的に見直

しもしない、評価もしない、今までどおりするということがはっきり分かりました。

今後も現在の状況のまま推移していくと思いますけども、非常に顕在化してきた課題イコールリスクが大きくなることも考えられますけども、私は議員という立場ですので導入等の権限も持ってございませんので、この質問はこれぐらいしますけども、もう一点、内部統制に関係する内部通報制度について質問をさせていただきます。

これは重要なシステムの要素であると思います。今、兵庫県の知事の問題も大きな問題となっております。内部通報制度、市の事務事業に関する法令違反や不当な事実を知った職員などが通報できる制度です。橋本市の内部通報制度の概要、説明をお願いします。

○議長（森下伸吾君）総合政策部長。

○総合政策部長（井上稔章君）先ほど議員がおっしゃられたとおり、これは内部の職員から内部の法令違反等に関する通報制度としまして、橋本市職員公益通報取扱規程を定めてございます。通報相談窓口は、職員公益通報担当者、現在は総務課でいてる警察のＯＢの方へ、当該事務補助については職員課で行うという体制を取っております。

以上です。

○議長（森下伸吾君）14番　南出君。

○14番（南出昌彦君）現在、総務課でおられんですか、担当の方は。

○総合政策部長（井上稔章君）そうです。

○議長（森下伸吾君）14番　南出君。

○14番（南出昌彦君）ありがとうございます。

この通報窓口、やっぱり外部に弁護士等を配置した内部公益通報窓口を設けるようにしたらいいんじゃないかというふうな考えもありますけども、本市はどのように考えておられますか。

○議長（森下伸吾君）総合政策部長。

○総合政策部長（井上稔章君）外部に弁護士を配置するというのは基本的に努力義務、これについてもですね、となっておりまして、本市では設置していないところなんですけれども、通報の内容によりましては必要に応じて、顧問弁護士と相談するなどの対応を取っていきたいというふうに考えております。

○議長（森下伸吾君）14番　南出君。

○14番（南出昌彦君）職員が通報しやすいのは、結構外部窓口なんですね。内部通報制度の実態調査報告書というのが平成28年に出ているんですけども、社外窓口を設置するような理由については、心理的に通報しやすいとか、匿名性を確保しやすいとか、通報先は選択肢が多いほうが通報が寄せられる可能性が多いとかというふうな調査結果もあります。ぜひとも外部の窓口を設置ということも考えていただければなというふうに思います。

それで、この業務に関してどのような研修とか教育とかを担当者にされておるんでしょうか。

○議長（森下伸吾君）総合政策部長。

○総合政策部長（井上稔章君）現時点で研修を具体的にやっているというところはございませんが、全体の職員研修を通じて、それを受講することで学んでいただくというような状況であります。

○議長（森下伸吾君）14番　南出君。

○14番（南出昌彦君）兵庫県知事の問題もありますけども、そういうことで、いろいろ内部の窓口やったら通報しにくいよという人についての通報もあるかと思います。ぜひとも内部通報制度、教育も含めて、さらなる検討をお願いしたいと思います。

答弁等を聞いていますと、内部統制制度、実際に経験したことのある方はいないということの中での前提の答弁であったかと思います。取り組んでいる自治体というのは市民か

ら信頼される行政でありたい、そして行政サービスを引き続き提供したい、そういう信頼される市役所の確立をしたいというふうな気持ちで取り組んでおられます。本市も一緒かと思います。ただ、何があっても、例えば第三者委員会も検証委員会も検討委員会も外部監査も導入しておりません。

ぜひ、今後も重要になってくる制度かなというふうに私は感じております。住民のためにも、市民のためにも、職員のためにも、この辺の導入、柔軟に考えていただくことをご提案しまして、この質問については終わりたいと思います。

○議長（森下伸吾君）次に、質問項目２、ため池及び市道の復旧工事と安全対策に対する答弁を求めます。

建設部長。

〔建設部長（西前克彦君）登壇〕

○建設部長（西前克彦君）ため池及び市道の復旧工事と安全対策についてお答えします。

一点目の長池及び市道吉原横断線の状況ですが、令和５年６月に発生した線状降水帯による豪雨により、堤体の外部部分が一部侵食崩落し、堤体上にある市道吉原横断線の一部の崩落を伴う被災状況となっています。

現在、安全対策として、市道の通行止め措置を行い、路面排水流出による堤体の浸食を防止するため、横断水路を新たに設置し、堤体への負担軽減のため、長池の貯水量の低減措置を実施しています。

復旧工事については、昨年12月に国の災害査定を受け、復旧工法、事業費が決定され、国費補助による農業用施設災害復旧事業にて実施予定であり、工事時期については、本年９月に入札し、年度内の完成を予定しています。

次に二点目の行政と施設管理者及び地域の関係者間の連携や安全対策と今後の予定及び課題についてですが、施設管理者及び地域の関係者間の連携としては、毎年５月に実施するため池点検強化月間に関係水利組合を対象に説明会を開催し、安全管理等についてアドバイスや意見交換を実施しています。また、点検等でため池に異常が見られた場合には、被害想定区域の地元関係者、関係水利組合に報告し説明しています。

現在、安全対策として、防災重点農業用ため池については、ハザードマップを作成し、決壊時の想定浸水区域について、地元関係者、関係水利組合に周知し、併せて劣化状況評価及び豪雨耐性評価を実施し、その結果を基に危険度の状況整理、改修や修繕の優先順位づけを行っています。

また、不要となったため池の廃止や、洪水吐の切下げによる貯水量低減措置等の安全対策を実施しています。

今後、全面改修等の必要なため池もあり、整備には多額の費用と年数が必要であることが課題となり、被害規模、損傷度合いを考慮し優先順位をつけるなど、効果的な対応が重要となります。

引き続き、地元関係者、関係水利組合との連携を強化し、廃止、改修等を考慮した効果的な防災安全対策を進めてまいります。

○議長（森下伸吾君）14番　南出君、再質問ありますか。

14番　南出君。

○14番（南出昌彦君）内部統制とはがらっと違った質問項目になっているんですけども、昨年６月の豪雨、非常にすごい被害があったと思います。長池の関係の答弁はよく分かりました。そのほかにもため池についての被災があるんかなというふうに思います。この辺の復旧等についてはどのような形でということで、説明をお願いします。

○議長（森下伸吾君）建設部長。

○建設部長（西前克彦君）令和５年６月の豪雨によって、長池以外にも、ほかに市内で３池のため池が被災しております。復旧については、長池と同様、本年９月に入札を行って、年度内の完成を予定しております。

○議長（森下伸吾君）14番　南出君。

○14番（南出昌彦君）もう一点だけ質問をさせていただきます。

復旧にあたって地元負担金とか分担金とかって必要になるかと思うんですけども、その辺の考え方はどのようになっているんでしょうか。

○議長（森下伸吾君）建設部長。

○建設部長（西前克彦君）令和５年６月豪雨による農業用施設災害復旧事業は、激甚災害に指定されておるため、補助率が橋本市の場合99.1％までかさ上げされております。本来であれば、事業費から補助金を控除した額を受益者の方に分担金として負担していただくところですが、この長池の復旧については、ため池の堤が市道となっております。その復旧工事も兼ねております。市道の公共土木施設災害復旧事業では分担金を徴しないとなっておるため、本事業の長池についても分担金を徴しないという方向で進めたいと思っております。

○議長（森下伸吾君）14番　南出君。

○14番（南出昌彦君）ありがとうございます。これで私の質問を終わります。

○議長（森下伸吾君）14番　南出君の一般質問は終わりました。

○議長（森下伸吾君）これにて一般質問を終結いたします。

以上で本日の日程は終わりました。

本日はこれにて散会いたします。ご苦労さまでした。

（午前11時36分　散会）

地方自治法第123条第３項の規定により、ここに署名する。

議　　長　　森　下　伸　吾
５番議員　　阪　本　久　代
１３番議員　　田　中　和　仁